

新しい情報保障ガイドラインの構成（案）

◆本誌「ガイドライン」……まず読んで必要な配慮を知る

I はじめに

趣旨、目的、情報保障の意義、職員※の心構え

II 障害種別ごとの特性

視覚・聴覚・盲ろう・音声／言語・知的・精神・発達・高次脳・肢体不自由……

III 場面ごとの配慮

窓口・印刷物・ウェブ・館内放送・テレビ放送・災害時……

※職員……このガイドラインを使って情報を取り扱う人。県職員には限定しない。

◆別冊「ハンドブック」……資料としての役割

- ・用語や詳細な解説
- ・手話通訳・点訳・ガイドヘルパー・介助員などの依頼の仕組み
- ・各種団体の連絡先
- ・参考になるウェブサイト（公的団体など）